

令和
7年度

1%地域づくり活動交付金

～地域づくり活動に取り組む市民や団体を支援します～

「1%地域づくり活動交付金」は、市民の皆さんが自主的に取り組む「まちづくり・地域づくり活動」に対して、その経費の一部を助成する制度です。令和7年度に交付金の活用を希望する団体は、下記をご確認の上、応募ください。

問い合わせ 地域支援課市民協働係(プラザきくる内 ☎35-0925)

■対象活動(交付限度額)

地域づくり団体(30万円)

令和7年4月から1年間、市民が自主的かつ主体的に取り組むまちづくり・地域づくり活動(本交付金以外の助成を受けないものに限る)

※交付率は、活動年数や活動部門により異なります。

■公募期間

10月1日(火)～10月31日(木)

※本公募は、令和7年度当初予算の成立が前提となるものです。今後内容などが変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■活動部門

(1)地域づくり自由活動部門

市民などが自発的かつ主体的に取り組む地域コミュニティの推進や、地域の活性化のための公益的な地域づくり活動です。住民のふれあいや交流により、楽しみながら連帯感や信頼感を育む活動や、参加者が知識や技能を修得する活動などを募集しています。

(2)地域の困った解決部門

身近な生活の課題を発見し、解決するための具体的な活動や仕組みづくりなどの活動です。行政が提案する課題の解決に向けた活動も募集しています。

■過去の交付金活用事例

★こんな活動を行っています。

- ・ドローンの活用促進活動(災害時に役立つことのできるドローンパイロットの育成)
- ・子育て世代や外国籍の人をターゲットにした講座
- ・健康づくりのための体験会(エクササイズ教室など)
- ・関係人口創出のための市内体験ツアー
- ・園児の食育支援活動 など



小笠高校主催「小さな収穫祭」



田んぼアートやぐら鑑賞

交付金の概要や応募方法などの詳細は、地域支援課や小笠市民課、地区センターに配架してある応募の手引きをご覧ください。市ホームページ(右記)をご覧ください。

